



島根県報

平成30年 7月24日 (火)

第 3,025 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成30年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
解除予定保安林(2件)	(")	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(3件)	(中小企業課)	3
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築住宅課)	7
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審査指導課)	8

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧(3件)	(中小企業課)	9
------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第518号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成30年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成30年 8 月24日（金）
- 4 試験期日
平成30年 8 月25日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
筆記試験（国語・数学・社会・作文）・口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第519号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市大社町鷺浦字焼山500-1、844-1、字刑部谷507、字権水517、518、835、836、837-1、837-2、838、839-1、字水呑場529、530、531、字杉ヶ谷539-1、833-1、834、字滑谷544、614、807、832、字與三谷608、620、637、649、650、652-1、654-1、655、664、795、800、808、814、字御腰掛666-1、785、786-1、字オノ神667、670、675、字庄兵衛水678、字足谷693-1、693-2、694-1、694-2、695、字良ヶ谷697、字下立708-1、765、字龍711、字足谷下ノ平771、字足谷西平773、字カヤハラソ子774、字萱原775、字ノリコシ787-1、788-1、791、794、字クロシリ801から806まで、字坂下向817、818、819、字蛇山820、820続1、字材木谷830、字尻垂831、字先ノ大平840-1、字ケヤブ谷842、字大谷847、字住ヶ岩848-1、字居形849、850、851-1、字高取852-1、852-5、853-1
- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第520号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ2013－9、イ2022－6

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第521号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田1904－4、1905－4、1906－1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成30年 7 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン松江店 島根県松江市東本町五丁目8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) デオデオ松江店

(変更後) エディオン松江店

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(7) (変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(4) (変更前) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成24年10月1日

(3)イ：平成21年10月1日

(3)ウ(7)：平成21年10月1日

(3)ウ(4)：平成22年10月1日

2 届出年月日

平成30年7月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第523号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン出雲店 島根県出雲市渡橋町796番地1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) デオデオ出雲店

(変更後) エディオン出雲店

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(7) (変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(4) (変更前) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成24年10月1日

(3)イ：平成21年10月1日

(3)ウ(7)：平成21年10月1日

(3)ウ(4)：平成22年10月1日

2 届出年月日

平成30年7月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン益田店 島根県益田市高津七丁目10番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) デオデオ益田店 島根県益田市高津七丁目10番イ1128-64外13筆

(変更後) エディオン益田店 島根県益田市高津七丁目10番3号

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(7) (変更前) 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿

(変更後) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(4) (変更前) 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成24年10月1日

(3)イ：平成21年10月1日

(3)ウ(7)：平成21年10月1日

(3)ウ(4)：平成22年10月1日

2 届出年月日

平成30年 7 月 9 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第525号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 7 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階	(山陰事務所) 島根県松江市中原町6番地 (本社) 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 (東北事務所) 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 (福島事務所) 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 (群馬事務所) 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階 (埼玉事務所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 (千葉事務所) 千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階 (神奈川事務所) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 (長野事務所) 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階	平成30年 7 月 30 日

	(愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階	(愛知事務所) 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階	
	(三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階	(三重事務所) 三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階	
	(岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階	(岡山事務所) 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階	
	(広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室	(広島事務所) 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室	
	(香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階	(香川事務所) 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階	
	(愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室	(愛媛事務所) 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室	
	(福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	(福岡事務所) 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	
	(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	(佐賀事務所) 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室	
	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	(長崎事務所) 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	
	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	(鹿児島事務所) 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	
	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	(沖縄事務所) 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	

島根県告示第526号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成30年 7月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき人の住所及び氏名

982	鳥取県鳥取市里仁97番地1 学校法人 東雲学園 会長	松江市西津田五丁目23番23号 島根自動車学校	鳥取県鳥取市松並町三丁目122番地 学校法人 東部自動車学校 理事長	鳥取県鳥取市里仁97番地1 学校法人 東雲学園 会長
-----	----------------------------------	----------------------------	--	-------------------------------

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ松江店 島根県松江市東本町五丁目 8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
- 3 承継の年月日
平成22年10月 1 日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社エディオンWEST 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
- 5 承継の理由
経営統合のため
- 6 承継に係る店舗面積
1,867平方メートル
- 7 縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ出雲店 島根県出雲市渡橋町796番地 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
- 3 承継の年月日
平成22年10月 1 日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社エディオンWEST 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番18号
- 5 承継の理由
経営統合のため

6 承継に係る店舗面積
2,729平方メートル

7 縦覧場所
出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 7 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デオデオ益田店 島根県益田市高津七丁目10番イ1128-64外13筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 3 承継の年月日
平成22年10月1日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社エディオンWEST 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 5 承継の理由
経営統合のため
- 6 承継に係る店舗面積
2,736.7平方メートル
- 7 縦覧場所
益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）